

公的個人認証サービスがスタート

こんにちは



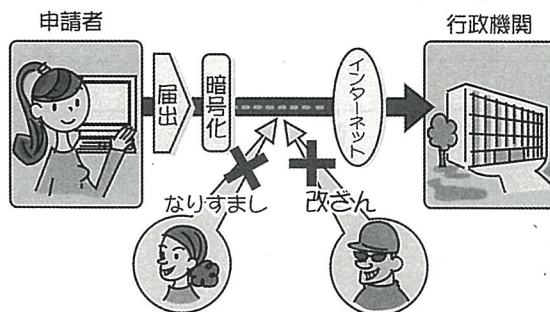
住民係です[®]

ICカード（住民基本台帳カード等）を利用した公的個人認証サービスが始まりました。今後、パスポート申請など国等の行政機関への申請手続きについて、インターネットから申請が可能となる予定です。

住民課窓口では、公的個人認証サービスに必要な電子証明書を発行します。

公的個人認証サービスとは？

今後、様々な行政手続きがインターネットを通じてできるようになりますが、この際、他人によるなりすまし申請や通信途中での改ざんを防ぐ必要があります。公的個人認証サービスは、これらの障害を防ぐため、電子証明書を発行することにより、こうした機能を全国どこに住んでいる人にも提供するものです。



サービスをご利用になるには？

- 住民基本台帳カードなどのICカードを持って、市区町村役場へ行きます。

1
- 電子証明書発行申請書を提出し、写真付きの公的な身分証明書（免許証など）を提示します。

2
- 窓口に設置されている鍵ペア生成装置にICカードをセットし、画面の表示に従って電子証明書の発行に必要な鍵ペアを作成します。

3
- 窓口にICカードを提出し、電子証明書をICカードの中に記録します。

4

電子証明書の発行手数料 500円（3月までは無料）

電子証明書の有効期間 発効日から3年間

問合せ 千葉県総務部情報政策課 ☎043-223-2401 役場住民課住民係 ☎④1211 内線1212
ホームページ <http://www.pref.chiba.jp/sc/jpki>

住民登録の手続き

	転出の手続きに必要なもの	転入の手続きに必要なもの
転出入者	届出人の印鑑、転出先住所、転出先世帯主氏名、転出予定年月日	転出証明書（前住所で発行されたもの）
国民健康保険者	国民健康保険証	国民健康保険証（一部転入で国保世帯へ入る場合）
国民年金加入者	特になし	国民年金手帳
印鑑登録者	印鑑登録証	
老人医療受給者	老人医療受給者証	特になし
65歳以上・介護認定者	介護保険者証	介護認定者は、前住所地で発行された受給資格証明書
乳幼児医療受給者	受給者証	特になし

※手続きができる方は本人、又は同一世帯員です。それ以外の方が手続きを行う場合は本人からの委任状と代理の方の印鑑が必要となります。

これからの季節は、住民の方の転出入等の異動が多くなってくると思われれます。今回は、転出入の手続きについてご案内します。

転出入手続きのご案内